政　令

商工会及び商工会議所による小規模事業者の支援に関する法律の一部を改正する法律の施行期日を定める政令をここに公布する。

御　名　御　璽

平成二十六年九月十八日

内閣総理大臣　安倍　晋三

政令第三百四号

商工会及び商工会議所による小規模事業者の支援に関する法律の一部を改正する法律の施行期日を定める政令

内閣は、商工会及び商工会議所による小規模事業者の支援に関する法律の一部を改正する法律（平成二十六年法律第九十五号）附則第一条の規定に基づき、この政令を制定する。

商工会及び商工会議所による小規模事業者の支援に関する法律の一部を改正する法律の施行期日は、平成二十六年九月二十六日とする。

経済産業大臣　小渕　優子

内閣総理大臣　安倍　晋三

商工会及び商工会議所による小規模事業者の支援に関する法律施行令及び法人税法施行令の一部を改正する政令をここに公布する。

御　名　御　璽

平成二十六年九月十八日

内閣総理大臣　安倍　晋三

政令第三百五号

商工会及び商工会議所による小規模事業者の支援に関する法律施行令及び法人税法施行令の一部を改正する政令

内閣は、商工会及び商工会議所による小規模事業者の支援に関する法律（平成二十六年法律第九十五号）附則第一条第七条第一項並びに第八条第一項」に改め、「、第十八条第一項、第十九条第一項及び第二項並びに第二十二条第一項」を削り、「権限」の下に「並びに法第二十二条第一項に規定する経済産業大臣の権限（同項に規定する経営発達支援事業に係るものを除く。）」を加える。

（法人税法施行令の一部改正）

第二条　法人税法施行令（昭和四十年政令第九十七号）の一部を次のように改正する。

第五条第一項第五号リ中「第五条第一項」を「第七条第一項」に改める。

附　則

この政令は、商工会及び商工会議所による小規模事業者の支援に関する法律の一部を改正する法律の施行の日（平成二十六年九月二十六日）から施行する。

財務大臣　麻生　太郎

経済産業大臣　小渕　優子

内閣総理大臣　安倍　晋三

鉱害賠償登録令の一部を改正する政令をここに公布する。

御　名　御　璽

平成二十六年九月十八日

内閣総理大臣　安倍　晋三

政令第三百六号

鉱害賠償登録令の一部を改正する政令

内閣は、鉱業法（昭和二十五年法律第二百八十九号）第百十四条第二項の規定に基づき、この政令を制定する。

鉱害賠償登録令（昭和三十年政令第二十七号）の一部を次のように改正する。

第十九条の見出し中「抹消」を「抹消」に改め、同条第一項中「抹消」を「抹消」に改め、同条第一項ただし書を加える。

ただし、当該鉱業権者又は租鉱権者が自然人である場合にあつては死亡して相続人（包括受遺者を含む。）がないとき、当該鉱業権者又は租鉱権者が法人である場合にあつては清算が結了しているときは、その登録に係る権利の登記名義人だけで申請することができる。

第二十条中「抹消の」を「抹消の」に、「抹消すべき」を「抹消すべき」に改め、同条第三項中「抹消」を「抹消」に改める。

第二十条（見出しを含む。）中「抹消した」を「抹消した」に改める。

第二十六条中「抹消し、」を「抹消し、」に、「抹消した」を「抹消した」に改める。

第二十八条の見出し中「抹消」を「抹消」に改め、同条第一項中「抹消に」を「抹消に」に、「抹消すべき」を「抹消すべき」に改め、同条第三項中「抹消しなければ」を「抹消しなければ」に改め、同条第四項中「抹消を」を「抹消を」に、「抹消すべき」を「抹消すべき」に、「抹消の」を「抹消の」に、「抹消する」を「抹消する」に改める。

附　則

この政令は、公布の日から施行する。

法務大臣　馬場みどり

内閣総理大臣　安倍　晋三

省　令

○法務省令第二十七号

鉱害賠償登録令の一部を改正する政令（平成二十六年政令第三百六号）の施行に伴い、鉱害賠償登録令（昭和三十年政令第二十七号）第十五条第一項及び第三十三条の規定に基づき、鉱害賠償登録規則の一部を改正する省令を次のように定める。

平成二十六年九月十八日

法務大臣　馬場みどり

鉱害賠償登録規則の一部を改正する省令

鉱害賠償登録規則（昭和三十年法務省令第四十七号）の一部を次のように改正する。

第二十一条第二項第一号中「抹消」を「抹消」に改め、同項第二号中「抹消した」を「抹消した」に改め、同条に次の一項を加える。

3　令第十九条第一項ただし書の規定により支払の登録の抹消を申請する場合には、申請書にその登録を受けた鉱業権者又は租鉱権者が死亡して相続人（包括受遺者を含む。）がないこと又は清算が結了していることを証する書面を添付しなければならない。

第二十二条第一項中「抹消した」を「抹消した」に、「抹消を」を「抹消を」に改める。

第三十一条の見出し中「抹消」を「抹消」に改め、同条第一項中「抹消」を「抹消」に改め、同条第二項中「抹消の」を「抹消の」に、「抹消しなければ」を「抹消しなければ」に改める。

第三十二条第二項中「抹消した」を「抹消した」に、「抹消された」を「抹消された」に改め、同条第三項中「抹消」を「抹消」に改める。

第三十四条の見出し中「抹消」を「抹消」に改める。

附　則

この省令は、鉱害賠償登録令の一部を改正する政令の施行の日（平成二十六年九月十八日）から施行する。